

(別記様式3)

群馬県ライフル射撃場の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和6年5月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	北群馬郡榛東村大字上野原吾妻山2番17
設置年月日	昭和56年4月
敷地面積	11,732 m ²
主な施設・建物	射撃場(S造2階建、733.70 m ² 、昭和56年完成) ・1階 エア・ライフル,エア・ピストル 及びビーム・ライフル射場:10m 26射座 ・2階 スモール・ボア・ライフル射場:50m 26射座 屋外トイレ(コンクリートブロック造平屋建、12.88 m ² 、昭和56年完成)

(2) 施設の設置目的

ライフル射撃競技を通じて、県民の健全な心身の発達及び射撃愛好者の銃器の正しい取扱技術の習得並びに射撃技術の向上を図るための拠点として設置している。

(3) 指定管理者制度活用の目的

国スポ種目であるライフル射撃競技が実施できる県内唯一の公営ライフル射撃場である。他に類似施設がないことから県が設置しているが、管理運営については、民間等の持つ柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りつつ、施設の機能を最大限発揮し、県民サービスを向上することが可能になると考えられる。

(4) 指定の期間(予定)

5年間(R7年4月～R12年3月)

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

〔理由: 利用者が法令に基づく銃の所持許可者に限定されていて、利用の拡大は困難な状況にあり、インセンティブとならないため。〕

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額	16,275千円	（	令和7年度	3,255千円	）
			令和8年度	3,255千円	
			令和9年度	3,255千円	
			令和10年度	3,255千円	
			令和11年度	3,255千円	）

(7) 施設の管理運営方針

- ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 県民のライフル射撃競技に関する活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

- (ア) ライフル射撃場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の承認等に関する業務
- (イ) 施設等の使用の承認の取消し等に関する業務
- (ウ) ライフル射撃場の使用期間の変更等に関する業務
- (エ) ライフル射撃場の休館日の変更等に関する業務
- (オ) ライフル射撃場の開館時間の変更に関する業務
- (カ) 施設等の維持管理に関する業務
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、ライフル射撃場の管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務
- (ク) 自主事業（ライフル射撃場の設置目的内で、指定管理者が自ら実施する業務）

イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

施設利用者数 1,000人

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。(応募できる者は県内主たる事業所を有する者とする。)

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、スポーツ分野に関する有識者、施設利用代表者から5名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和6年 6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月

指定及び債務負担行為に係る議案上程 (審査経過の県議会への報告)	1 1 月
指定、協定の締結、引継	令和 7 年 1 月～ 3 月
指定管理期間開始	4 月

4 (参考) 現在の管理状況

(1) 施設の管理者

群馬県ライフル射撃協会

(2) 施設管理経費の実績 (指定管理業務相当部分)

R 4 年度実績

単位：千円

収入		支出	
指定管理料	2, 850	人件費	1, 116
ライフル射撃協会繰入金等	25	委託料	914
光熱費高騰に伴う支援金	57	光熱水費	440
		租税公課費	35
		その他	425
収入合計	2, 932	支出合計	2, 932

(3) 施設利用の実績

令和元(H31)年度実績	施設利用者数	1, 1 2 3 人
令和 2 年度実績	施設利用者数	7 5 0 人
令和 3 年度実績	施設利用者数	9 5 1 人
令和 4 年度実績	施設利用者数	8 4 3 人